

福井県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福井県土木部所管建設工事中において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で発注者が余裕期間と実工期を指定する余裕期間制度（以下「発注者指定方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）工事の始期：実際に現場において工事に着手する日をいう。
- （2）工事の終期：工事の完成期限をいう。
- （3）余裕期間：受注者が労働力および建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。（90日以内とし発注者が定める。）
- （4）実工期：実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （5）全体工期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 発注者指定方式の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事であつ、出先機関の長（本庁においては、事業主管課長）が必要と認める工事とする。ただし、設計変更または工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事、その他発注者指定方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

- （1）供用開始等に影響を及ぼさない工事であること。
- （2）当該年度および翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

（工事の始期）

第4条 発注者は、工事の始期をあらかじめ定め、公告時にこれを入札参加者に対し明示するものとする。

（工事の始期前の取扱い）

第5条 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うこと。

- 2 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備および労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 3 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。
- 4 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人および監理技術者等の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第6条 発注者指定方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- （1）工事請負契約書に記載する工期は、全体工期および実工期を記載する。

- (2) 受注者は、福井県工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期までに工程表を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示すること。
- (3) 受注者は、福井県工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期までに現場代理人等選定通知書を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期までに施工計画書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 受注者は、特記仕様書に基づき、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録すること。
- (6) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (7) 受注者は、工事の始期後速やかに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 発注者指定方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。